

大田区立中学校に係る運動部活動の方針について

1 策定の背景

現在、教員の働き方について社会の注目が集まっており、部活動の在り方についても国や都において検討が重ねられた。スポーツ庁からは「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、東京都教育委員会からは「運動部活動の在り方に関する方針」が出された。これらを参考にしながら、大田区教育委員会として「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」を策定した。

2 大田区立中学校に係る運動部活動の方針

(1) 趣旨等

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

(2) 対象

大田区立中学校の運動部活動

(3) 具体的な内容（抜粋）

① 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）
- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

② 活動時間

- 1 日の活動時間は、学期中の平日では 2 時間程度、週休日及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

3 今後の予定

平成30年8月 各中学校による運動部活動に係る活動方針の策定及びホームページ等による公表